



SOMPOひまわり生命

あなたらしい健康が、咲き誇る。

2024年4月改定

収入保障保険

じぶんと家族のお守り

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

もしものとき、ご家族の生活を
サポートする収入保障保険



お客様の健康を応援します
健康★チャレンジ!

契約年齢 満20歳～満80歳



SOMPOひまわり生命保険株式会社

お問い合わせ先

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

HL-P-A-23-00879(2024.4.2)(23120097) [802715]-3000(24.4)ACG

必ず
ご確認
ください

法人で加入をご検討される場合、
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

保険が人を健康にする インシュアヘルスの時代へ。

Insurhealth®



SOMPOひまわり生命は、万が一の保障だけでなく、毎日の健康も応援する「健康応援企業」として、保険本来の機能(Insurance)に、健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた、従来にない新たな価値「Insurhealth®(インシュアヘルス)」を提供しています。



じぶんと家族のお守り のポイント

ポイント1

万が一死亡された
(所定の高度障害状態となった)場合、
のこされたご家族が**遺族年金(高度障害年金)**を
保険期間満了まで「毎月」受け取れます。

+ さらにオプションを付加することにより

ポイント2

七大疾病により所定の事由に該当した場合などに、
保険料のお払込みを免除します。

(七大疾病・就労不能保険料免除特約)

ポイント3

メンタル疾患や七大疾病により
所定の事由に該当した場合に、
生活サポート年金を受け取れます。

(無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約)

ポイント4

障害等級1級または2級と認定され、
障害基礎年金の受給権が生じた場合などに、
就労不能年金を受け取れます。

(無解約返戻金型就労不能保障特約)

元気に過ごせていれば、今までどおりの生活を維持で
もしものことがあつたら…働けない状態になつたら…

もしものことがあつたら…

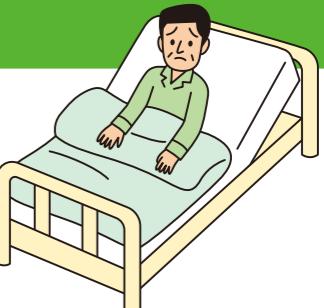
国からの保障などがありますが、のこされたご家族の生活費は今までどおり必要となるため、収入が不足する可能性があります。



きますが、あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

働けない状態になつたら…

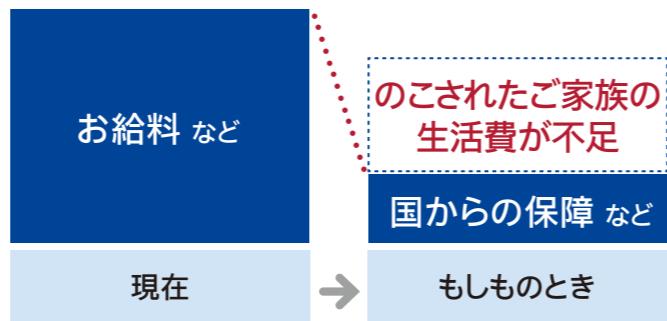
国からの保障などがありますが、収入は減少します。
さらに今までの生活費に加えて治療費などが必要となる場合があります。ご家族が看病をする可能性もあり、働きたくても働けない状況も考えなくてはなりません。



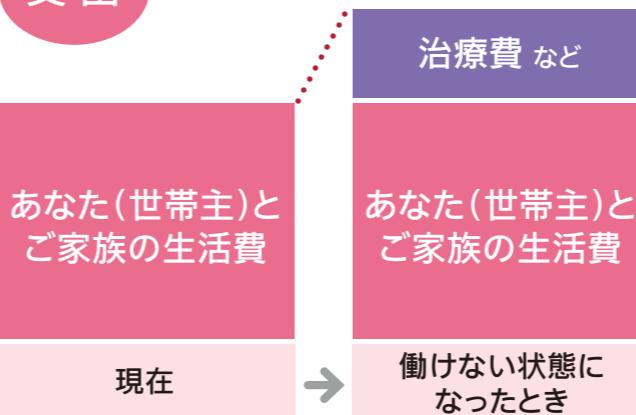
支出



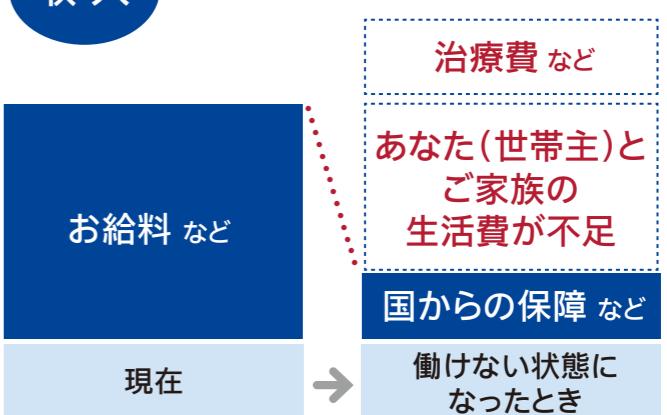
収入



支出



収入

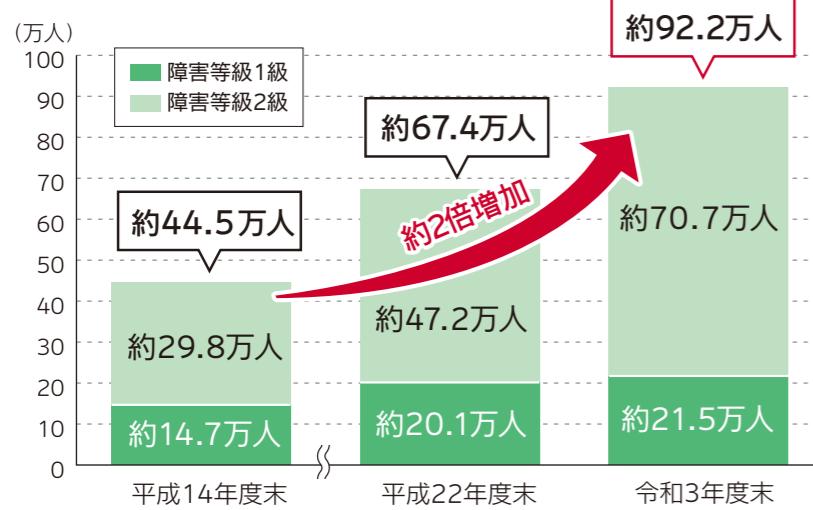


ご存知ですか？

働けない状態などになるリスクは身近なものになっています

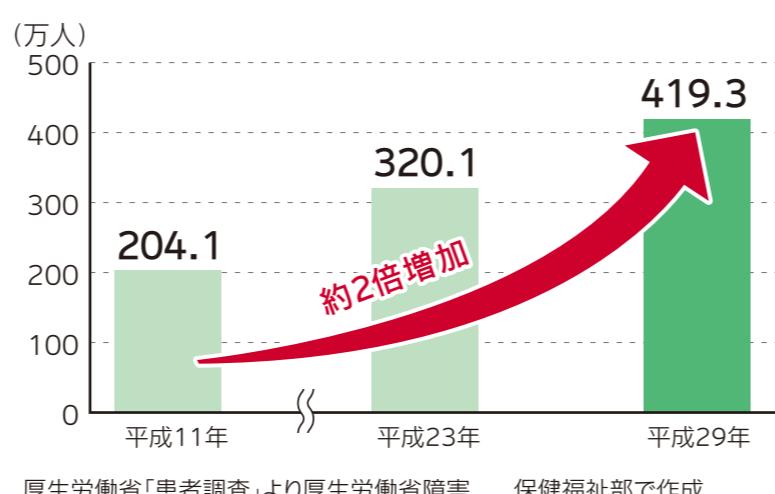
働けない状態などになり、国からの保障(障害基礎年金)を受給される方は増加しています。
また、精神疾患を有する方も増加しており、病気によっては長期間入院することもあるため、
働けない状態などになるリスクにも備えておくと安心です。

障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移



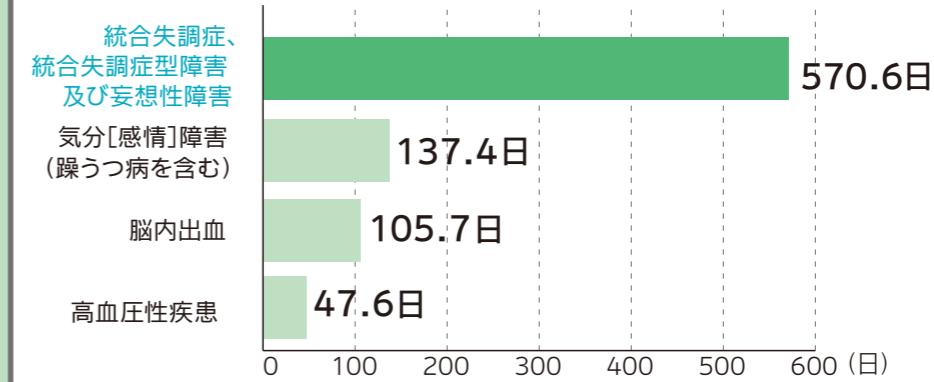
厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
*20歳前障害による受給者を除きます。

精神疾患を有する総患者数の推移



厚生労働省「患者調査」より厚生労働省障害

退院患者平均在院日数*



厚生労働省「令和2年(2020) 患者調査」

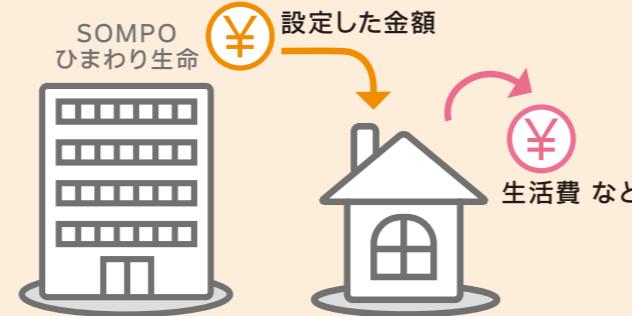
*「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

主契約の設定の考え方

設定の考え方

もしものとき、毎月お給料のように口座へお振込みします。

「毎月の受取金額」と「受取期間」は
自由に設定できます。



毎月の受取金額 のこされたご家族が毎月必要となる金額を設定することができます。

例) 35歳男性会社員・年収420万円 (家族構成:妻と18歳未満の子2人)

のこされたご家族が今までどおりに
生活するための生活費

遺族年金など

必要保障額

$$\text{月々 } 35 \text{ 万円} - \text{月々 約 } 15 \text{ 万円} = \text{月々 } 20 \text{ 万円}$$

受取期間 設定する期間は1歳刻みで選べるので、
ライフステージに合わせて自由に設定することができます。

例) 夫や妻が
定年になる年齢



子どもが大学を卒業するときの
夫や妻の年齢



など

CASE STUDY

契約年齢:35歳 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで に設定した場合

もしものとき、毎月20万円を夫や妻の年齢で60歳になるまで、
お給料のようにお受取りいただけます。

【年金受取総額イメージ】

35歳で亡くなられた場合
(ご契約後1か月以内) 60歳までの25年間の受取総額
(毎月20万円 × 12か月 × 25年間) = 6,000万円

45歳で亡くなられた場合
(ご契約10年後から1か月間) 60歳までの15年間の受取総額
(毎月20万円 × 12か月 × 15年間) = 3,600万円

55歳で亡くなられた場合
(ご契約20年後から1か月間) 60歳までの5年間の受取総額
(毎月20万円 × 12か月 × 5年間) = 1,200万円

年齢の経過とともに減っていく必要保障額に合わせて
年金受取総額も減っていく仕組みです。

●万が一のときにお受取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が上記よりも少なくなる場合がありますので、詳しくは27ページの「この保険の遺族年金の受給に関する税務について」をご覧ください。

保証期間と払込方式

保証期間

年金のお支払いには最低保証期間があります。

保証期間の満了直前にもしものことがあったときでも、年金のお支払い期間(回数)を保証します。
最低保証期間は2年(24回分)または5年(60回分)があり、保険料の払込方式との組み合わせにより下記3パターンがあります。

最低保証期間	2年	5年
保険料の 払込方式	递減払込方式	平準払込方式

払込方式

保険料の払込方式が選べます。

例) 35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで
最低保証期間:2年 保険料払込方法:口座振替月払 標準体保険料率

2024年4月現在の保険料です。

平準払込方式

保険料が保険料払込期間を通じて一定の払込方式です。

[例]全保険期間(25年間)における払込保険料累計:1,632,000円

〈保険料推移〉

ご加入時の保険料 5,440円
ご加入時の保険料は、60歳満了時まで変わりません。

35歳
ご契約

60歳
満了

递減払込方式(だんだん減)

保険料が5年ごとにご加入時の保険料の5%相当額※ずつ減少していく払込方式です。
(50%相当額※限度)

●保険期間にかかわらず、最後の5年間は、50%相当額になります。

※5%相当額および50%相当額は基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少くなるまたは多くなる場合があります。詳しくは設計書などでご確認ください。

ひまわりの
だん
だん
減

[例]全保険期間(25年間)における払込保険料累計:1,532,400円

〈保険料推移〉

6,080円 ご加入時の 保険料	5,780円 (-約4.9%)	5,480円 (-約9.8%)	5,160円 (-約15.1%)	3,040円 (-約50.0%)
------------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------

35歳
ご契約

40歳

45歳

50歳

55歳

60歳
満了

()はご加入時の保険料に対する減少割合です。

おすすめのオプション

オプション②と③はオプション①との同時付加が必要です。

オプション① 保険料免除

【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

1 七大疾病により所定の事由※1に該当したとき

2 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※2

3 当社所定の就労不能状態※3に該当したとき

※1 対象となる七大疾病および所定の事由は10・11ページ「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。

※2 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。

※3 詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。

オプション② 生活サポート

【無解約返戻金型
メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】

つぎのいずれかに該当した場合、特約年金支払期間(2年間または5年間)満了まで

毎月、生活サポート年金を受け取れます。※1

1 七大疾病により所定の事由※2に該当したとき

2 当社所定のメンタル疾患※3により60日以上継続して入院したとき

例 生活サポート年金月額:20万円



お支払事由に該当 特約年金支払期間満了
2年間または5年間(24回または60回)

※1 毎月年金としてお受取りいただくかわりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。

第1回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。

※2 対象となる七大疾病および所定の事由は10・11ページ「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。

※3 対象となる当社所定のメンタル疾患は10ページ「対象となる当社所定のメンタル疾患」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

●当社所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が60日継続していないときは、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合で、転入院または再入院を証明する書類があるときは、継続した入院とみなします。

●被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。

●特約年金支払期間満了後、この特約は消滅します。

●生活サポート年金が支払われる場合には、以後のこの特約の保険料のお払込みは必要ありません。

オプション③ 就労不能

【無解約返戻金型就労不能保障特約】

つぎのいずれかに該当した場合、特約の保険期間満了まで毎月、就労不能年金を受け取れます。※1※2

お支払事由

1 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※3

2 当社所定の就労不能状態※4に該当したとき

例 就労不能年金月額:20万円
最低保証期間:2年(主契約と同一)



お支払事由に該当

特約の保険期間満了

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

●就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。保証期間は主契約の最低保証期間と同一です。

●被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

オプション①②③の給付にかかる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由やお支払事由を変更することがあります。

■ オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる七大疾病

- がん(悪性新生物)
- 急性心筋梗塞【虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)】
- 脳卒中【脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞】
- 慢性腎不全
- 肝硬変
- 糖尿病
- 高血圧性疾患

所定の事由は11ページをご覧ください。→

■ オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる当社所定のメンタル疾患

- 統合失調症・統合失調症型障害および妄想性障害
- 神経症性障害・ストレス関連障害および身体表現性障害
- 非器質性睡眠障害
- 気分[感情]障害
- 摂食障害

代表的な病名は14ページをご覧ください。→

その他のオプション

オプション①を付加した場合、付加できません。

【定期保険特約】

死亡・所定の高度障害状態になった場合、
死亡・高度障害保険金を受け取れます。

【災害死亡特約】

不慮の事故で180日以内に死亡・所定の高度
障害状態になった場合、または所定の感染症で
死亡・所定の高度障害状態になった場合、
災害死亡・高度障害保険金を受け取れます。

●対象となる不慮の事故および所定の感染症については約款をご覧ください。

オプションについて

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる七大疾病および所定の事由

七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき (上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く) たとえば…》》 責任開始期以後に初めて胃がんと診断確定された
急性心筋梗塞 <small>虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)</small>	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》》 急性心筋梗塞により、冠動脈ステント留置術を受けた
脳卒中 <small>脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞</small>	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》》 脳梗塞により、病院で診察を受けてから60日を経過した後も手足に麻痺が残存していると、検査により診断された
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば…》》 糖尿病性腎症により慢性腎不全を発症し、腎臓移植術を受けた
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき たとえば…》》 肝硬変により食道静脈瘤を発症し、内視鏡的食道静脈瘤結紉術を受けた
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき たとえば…》》 糖尿病性壊疽の状態となり、足関節以下で四肢切断術を受けた
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき たとえば…》》 高血圧により大動脈瘤が破裂したため人工血管置換術を受けた

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション③【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となる当社所定の就労不能状態※
※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害① 回復の見込みのある状態

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT
(心臓再同期医療機器)
またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した



たとえば…》》

心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術
(自家移植は除きます)を受けた



たとえば…》》

IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

【人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下]のいずれかにあてはまる

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



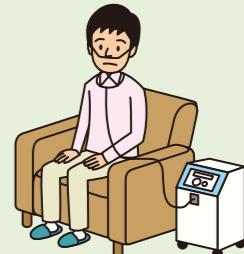
たとえば…》》

大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害② 回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を実行している



たとえば…》》

肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスクなどを用いて体内に適量な酸素を投与する治療法)を行っている

心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した※1
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2

※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。

※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

たとえば…》》

大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない。

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



たとえば…》》

肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

オプションについて

■ オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション③【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となる当社所定の就労不能状態※

※詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 ② 回復の見込みのない状態

血液・造血器の病気

〔以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している〕

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

たとえば…»

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数などの所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

〔悪性新生物で血液数値がつぎのすべてに該当する〕

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

たとえば…»

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

耳の障害 回復の見込みのない状態

〔両耳の聴力に著しい障害を残す状態〕

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



たとえば…»

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

眼の障害 回復の見込みのない状態

〔両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態〕

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したきょう正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く



たとえば…»

緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

〔平衡機能に著しい障害を残す状態〕

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

たとえば…»

メニエール病により、転倒したりよろめいたりせずにまっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害 回復の見込みのない状態

〔言語機能に著しい障害を残す状態〕

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態



たとえば…»

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害 ①

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの

- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 ② 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの

- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

*著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。

■ オプション②【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の対象となる当社所定のメンタル疾患の代表的な病名

- | | |
|-----------|---------|
| ● 統合失調症 | ● 心身症 |
| ● うつ病 | ● 不安神経症 |
| ● 双極性感情障害 | ● 摂食障害 |
| ● パニック障害 | |



どんな状態? » 当社所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院したとき

たとえば… » 統合失調症により医師の指示を受け、継続して60日間、入院をした

■国民年金法施行令別表

障害の程度		障害の状態
1級	1	つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	11	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	つぎに掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	17	身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとするものについては、矯正視力によって測定する

※障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「七大疾病・就労不能保険料免除特約」「無解約返戻金型就労不能保障特約」の保障の対象外となります。

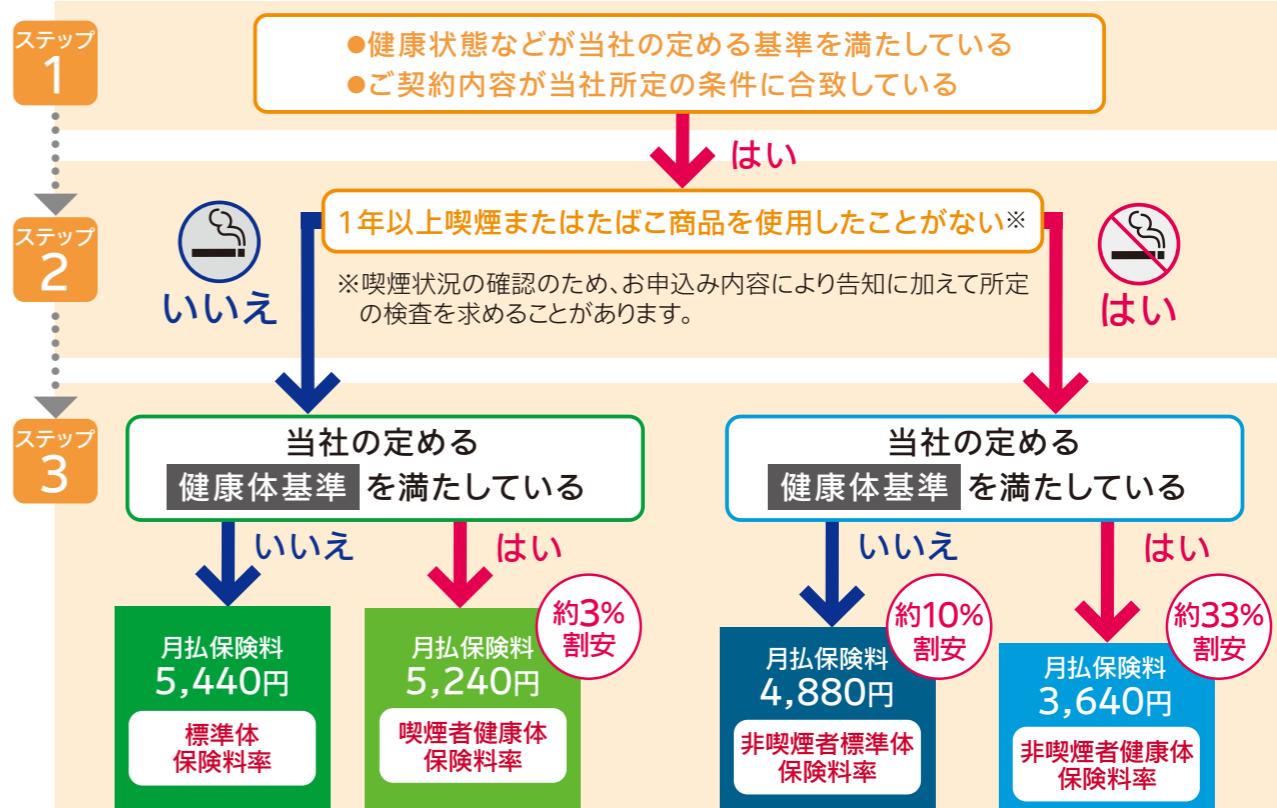
✓ 障害の状態のめやす (公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2023年7月改訂版)

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

お客様(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます

- 健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引受けとなる場合およびご契約 자체をお引受けできない場合もあります。

例)35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年
平準払込方式 保険料払込方法:口座振替月払



2024年4月現在の保険料です。

割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

健康体基準	「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、 医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。									
<input checked="" type="checkbox"/> CHECK1 「体 バランス」	B M I 値(肥満度)は 下記の範囲内ですか?									
18.0 < B M I [※] < 27.0 (男女・年齢問わず)										
※B M Iとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。 B M I = 体重(k g) ÷ {身長(m)} ²										
■B M I値範囲内の身長・体重の目安										
身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97
<input checked="" type="checkbox"/> CHECK2 「血圧」	血圧値は下記の範囲内ですか?									
最高 血圧値										
140mmHg未満										
最低 血圧値										
90mmHg未満										

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、
その方が健康ではないということではありません。

- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
 - 検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ!制度(保険料率変更)

保険料が割安になるとともに

健康チャレンジ祝金をお受取りいただけるチャンスがあります!

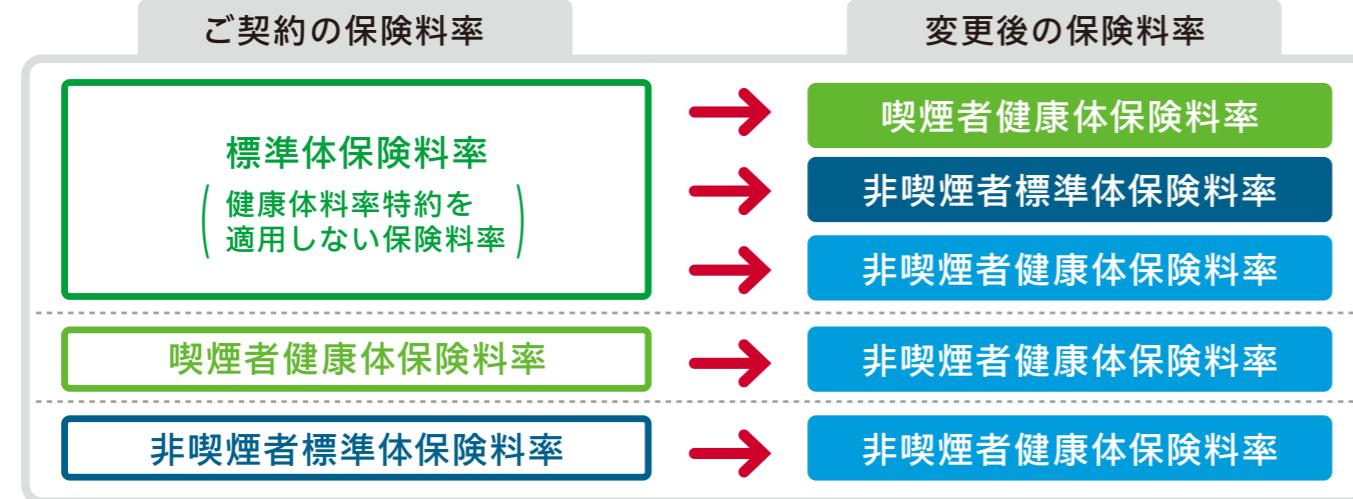
- 健康チャレンジ祝金とは、保険料率を変更する場合に、健康体料率特約(主契約用)にもとづき保険料差額相当額を精算するものです。



保険料が割安になるチャンス!

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善され、当社の定める基準※に適合した場合、下記のお取扱いができます。

※当社の定める基準については、16ページをご覧ください。



さらに、健康チャレンジ祝金をお受取りいただけるチャンス!

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受取りいただくことができます。

お手続きにあたっては、請求書、健康状態の告知(告知書)および所定の健康診断結果通知書写しなどをご提出いただきます。なお、告知時点で14か月以内に健康診断または人間ドックを受診されていない場合は、受診後にお手続きをお願いします。

! 健康☆チャレンジ!制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- ・保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- ・保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申出時の告知日から1年以内にある場合、お取扱いできません。
- ・定期保険特約はお取扱いできません。
- ・ご契約時に標準体のお引受けとなった場合、その告知内容などにより、お取扱いができない場合があります。
- 上記取扱いは2023年12月現在の内容にもとづいています。
詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。
- ・保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況・血圧・B M I が改善されていても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- ・保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取扱いできません。
- ・当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- ・健康☆チャレンジ!制度の内容は保険種類によって異なります。

例えば…

35歳(ご契約時)男性
基準年金額:20万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで
最低保証期間:2年 平準払込方式 保険料払込方法:口座振替月払

【標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率にチャレンジ成功した場合】

- ◆ご契約後37か月目の保険料から保険料率の変更が適用された場合

ご契約時の保険料率	ご契約時の保険料	変更後の保険料率	変更後の保険料
標準体保険料率	5,440円	非喫煙者健康体保険料率	3,640円

◆健康チャレンジ祝金の金額

$$(\text{ご契約時の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times \text{お払込みいただいた月数} = \text{健康チャレンジ祝金の金額}$$

2024年4月現在の保険料です。

- 健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)は、契約日における年齢、保険料率変更時の保険金額および保険料払込方法(回数・経路)をもとに計算します。

健康☆チャレンジ!制度のイメージ

契約日にさかのぼって計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてご契約者さまにお支払いし、将来の保険料を改めます。そのため、保険料の変更月により健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)が変わります。

保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。



お手続き可能期間となりましたら、保険料率変更請求書類をご契約者さまへお送りします。

健康への取組みをサポートするサービスをご用意しています。
詳細は25・26ページをご覧ください。



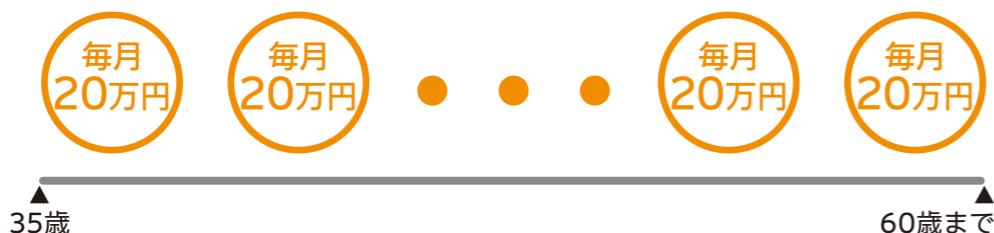
ご加入後も柔軟に活用できます

活用法① 年金の受け取り方はさまざまな状況に応じて選べます。

例)35歳の時(ご契約後1か月以内)に亡くなられた場合

35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで

1 毎月受け取る場合 受取総額:6,000万円



2 まとめて受け取る場合 一括受取額:約5,531万円



毎月お受取りいただくかわりに
年金現価を一時金としてお受取りいただけます。

1と2の組み合わせも可能!ただし、一部一括受取は保険期間中に1回が限度となります。

葬儀費用や進学資金などで最初にまとまった金額が必要な場合に年金の一部を一括で受け取れます。



生活費の心配がなくなり、リフォームなどまとまった金額が必要な場合に残りの年金を一括で受け取れます。



●年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(所定の高度障害状態になった月)によりお受取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額・一括受取額は毎月減少していきます。

●万が一のときにお受取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。詳しくは27ページの「この保険の遺族年金の受給に関する税務について」をご覧ください。

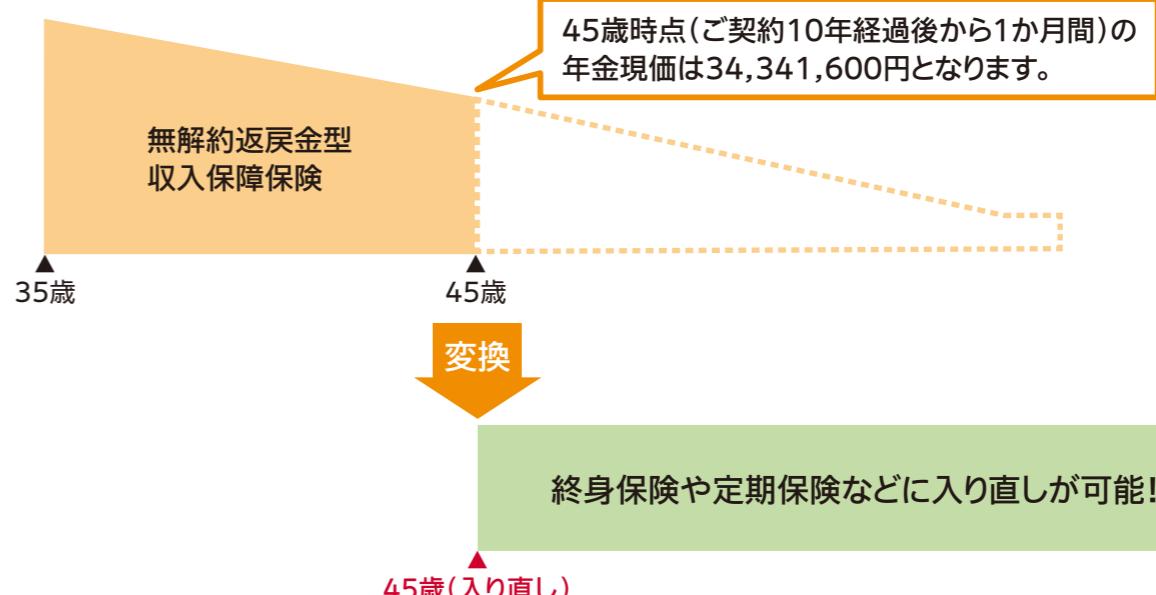
●年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。

保険期間中であれば、健康状態にかかわらず、一定条件のもと、無診査・無告知で終身保険または定期保険などに入り直すことが可能です。(変換制度)

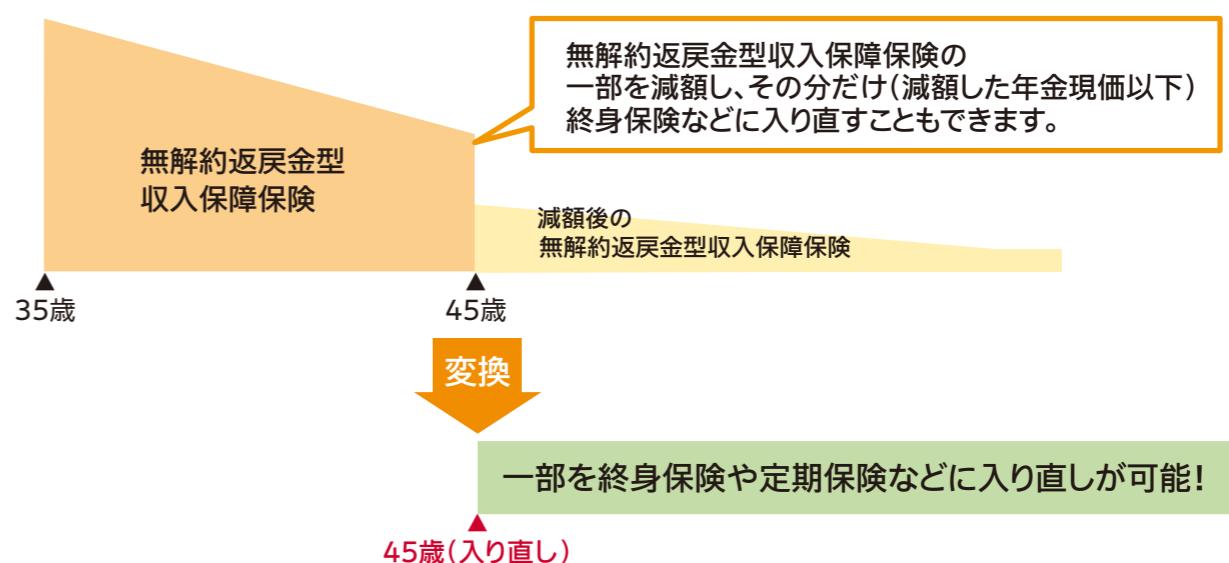
例)35歳男性 基準年金月額:20万円 保険期間:60歳まで

例1 現在の保障金額が長期間必要となった場合

死亡保険金額は入り直す時点での年金現価以下となります。



例2 現在の収入保障保険の保障は残しつつ、保障金額の一部が長期間必要となった場合



●健康体料率特約が付加された契約が変換された場合、変換後の契約には健康体料率特約は付加されません。

●変換後の契約の保険料は変換時点での年齢で計算します。

●特別条件付保険特約が付加される契約はお取扱いができないなど、一定の制限があります。

上記取扱いは2023年12月現在の取扱規定にもとづいています。

当社の定める条件によりお取扱いできない場合もございます。

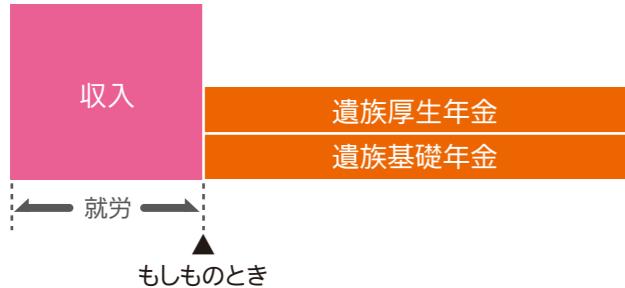
詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

もしものときや働けない状態になったときの公的保障 制度

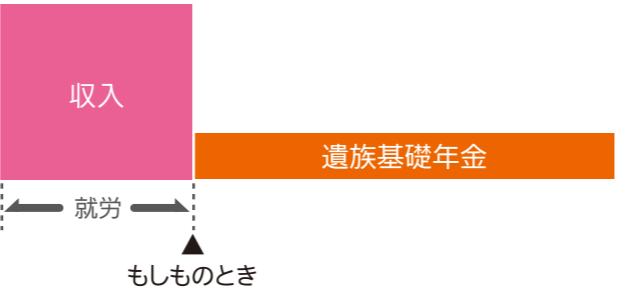
もしものとき

もしものことがあったとき、ごされたご家族に「**遺族年金**」が支払われることがあります。

会社員・公務員等のイメージ



自営業者等のイメージ



遺族基礎年金について

自営業者 **会社員・公務員等**

遺族基礎年金とは、自営業者・会社員・公務員等の方が亡くなった場合、ごされたご家族が「子のある配偶者」または「子」である場合に支給される遺族年金です。なお、「子」とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を指します。

遺族厚生年金について

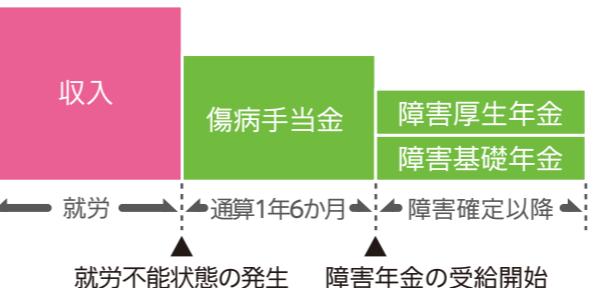
会社員・公務員等

遺族厚生年金とは、会社員・公務員等の方が亡くなった場合、ごされた配偶者や子等に「遺族基礎年金」にプラスして支給される遺族年金です。

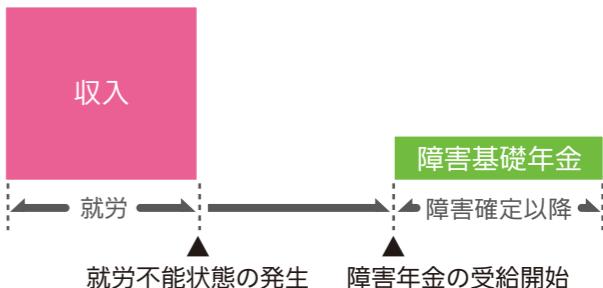
*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

働けない状態になったとき、「**傷病手当金**」や「**障害年金**」が支払われることがあります。

会社員・公務員等のイメージ



自営業者等のイメージ



傷病手当金について

- 健康保険等に加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から通算で1年6か月間にわたって、給与の約3分の2が支給される制度です。
- 一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。
- 加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
- 公務員等の場合、計算基準が異なる場合があります。

障害年金について

- 国民年金や厚生年金に加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級(厚生年金のみ))、障害年金の額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

*詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

✓ 遺族年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	月収にかかわらず一律	遺族基礎年金(a)						
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		
		年額	月額	年額	月額	年額	月額	
		0	0	100.1	8.3	122.5	10.2	
(2022年8月時点)								
会社員 ・ 公務員等	平均標準報酬月額	遺族厚生年金(b)						
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		
障害等級1級	月収にかかわらず一律	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
		20万円	32.0	2.6	90.4	7.5	132.2	11.0
		30万円	48.0	4.0	106.4	8.8	148.2	12.3
		40万円	64.1	5.3	122.4	10.2	164.2	13.6
		50万円	80.1	6.6	138.4	11.5	180.3	15.0

●平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額(現在の価値に換算するため再評価率で修正)のこと、年金額の計算の基礎となるものです。

●2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、簡易的に「平均標準報酬月額」のみで年金額を算出しています。

●現役会社員・公務員等の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、本資料についても300月加入の前提で年金額を算出しています。また、各年金の年額・月額は、計算上の値のそれぞれ千円未満を切捨てて記載している参考値のため、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。

●本資料中の子とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を意味します。また、妻のみの遺族厚生年金には中高齢寡婦加算*(年額約58.3万円)を含めています。

※中高齢寡婦加算とは、子のない40歳以上65歳未満の妻や、子が18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳)を過ぎるなどによって遺族基礎年金を受けられなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻に加算されるものです。

✓ 障害年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	障害基礎年金(a)							
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人			
	年額	月額	年額	月額	年額	月額		
障害等級1級	97.2	8.1	119.6	9.9	141.9	11.8		
障害等級2級	77.7	6.4	100.1	8.3	122.5	10.2		
(2022年8月時点)								
会社員・公務員等	平均標準報酬月額	障害基礎年金(a)+障害厚生年金(b)						
		妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		
障害等級1級	障害厚生年金(b)	年額	月額	年額	月額	年額	月額	
		20万円	75.8	6.3	173.0	14.4	195.4	16.2
		30万円	102.5	8.5	199.7	16.6	222.1	18.5
		40万円	129.2	10.7	226.4	18.8	248.8	20.7
		50万円	155.9	12.9	253.1	21.0	275.5	22.9
障害等級2級	障害厚生年金(b)	20万円	65.1	5.4	142.9	11.9	165.2	13.7
		30万円	86.5	7.2	164.2	13.6	186.6	15.5
		40万円	107.8	8.9	185.6	15.4	208.0	17.3
		50万円	129.2	10.7	207.0	17.2	229.4	19.1
		(2022年8月時点)						

●障害厚生年金の計算においては、厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、本資料の障害厚生年金についても加入期間を300月として計算しています。また、左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様に、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で、平均標準報酬月額のみを使用して簡易的に年金額を算出しています。

●本資料の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.3万円)を含んでいます。
●子についての定義や端数処理等は左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様です。

制作・監修:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所



「ねんきん定期便」を撮影するだけで、将来もらえる公的

年金の試算ができるツールをご用意しています!



保険料表(口座振替月払) 平準払込方式

基準年金月額 20万円

保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年

オプション②と③はオプション①との同時付加が必要です。

記載の保険料は2024年4月現在のものです。

オプション① 七大疾病・就労不能保険料免除特約

オプション② 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約
生活サポート年金月額:20万円 特約年金支払期間:2年

オプション③ 無解約返戻金型就労不能保障特約
就労不能年金月額:20万円
最低保証期間:2年

男性

(単位:円)

契約年齢(歳)	標準体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	5,100	5,300	7,100	7,360	9,160
30	5,140	5,360	7,560	7,740	9,940
35	5,440	5,700	8,440	8,240	10,980
40	5,740	6,040	9,500	8,680	12,140
45	5,700	5,960	10,360	8,680	13,080

女性

(単位:円)

契約年齢(歳)	標準体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	3,540	3,720	5,640	5,680	7,600
30	3,800	4,020	6,340	6,240	8,560
35	4,060	4,320	7,140	6,560	9,380
40	4,160	4,400	7,740	6,760	10,100
45	4,060	4,300	8,200	6,680	10,580

契約年齢(歳)	喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	4,940	5,120	6,920	7,180	8,980
30	4,940	5,160	7,360	7,540	9,740
35	5,240	5,480	8,220	8,020	10,760
40	5,560	5,820	9,280	8,460	11,920
45	5,540	5,820	10,220	8,540	12,940

契約年齢(歳)	喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	3,300	3,460	5,380	5,420	7,340
30	3,580	3,780	6,100	6,000	8,320
35	3,860	4,120	6,940	6,360	9,180
40	4,000	4,240	7,580	6,600	9,940
45	3,920	4,140	8,040	6,520	10,420

契約年齢(歳)	非喫煙者標準体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	4,580	4,760	6,560	6,820	8,620
30	4,620	4,800	7,000	7,180	9,380
35	4,880	5,120	7,860	7,660	10,400
40	5,240	5,500	8,960	8,140	11,600
45	5,220	5,480	9,880	8,200	12,600

契約年齢(歳)	非喫煙者標準体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	3,440	3,620	5,540	5,580	7,500
30	3,680	3,900	6,220	6,120	8,440
35	3,940	4,180	7,000	6,420	9,240
40	4,040	4,280	7,620	6,640	9,980
45	3,940	4,180	8,080	6,560	10,460

契約年齢(歳)	非喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	3,580	3,720	5,520	5,780	7,580
30	3,460	3,600	5,800	5,980	8,180
35	3,640	3,820	6,560	6,360	9,100
40	3,900	4,100	7,560	6,740	10,200
45	3,980	4,180	8,580	6,900	11,300

契約年齢(歳)	非喫煙者健康体保険料率				
	主契約	主契約 +オプション①	主契約 +オプション①②	主契約 +オプション①③	主契約 +オプション①②③
25	2,900	3,060	4,980	5,020	6,940
30	3,040	3,200	5,520	5,420	7,740
35	3,220	3,420	6,240	5,660	8,480
40	3,300	3,520	6,860	5,880	9,220
45	3,240	3,440	7,340	5,820	9,720

はじめに

保障内容

公的保障制度

サービス

ご確認事項

健康への取組みをサポートするサービスのご案内

健康サポートアプリ

健康サポートアプリ **Linkx** リンククロス 健康トライ で、
病気になりにくい生活習慣を身につけましょう。

Point 1 6年後の検査値異常予測

健康診断結果をスマートフォンで読み込むと、6年後の健康リスクがわかります。



Point 2 5種のがん発症リスク予測

健康診断結果の入力と簡単な問診で5年以内にがんを発症するリスクがわかります。



Point 3 簡単! ストレスチェック

スマートフォンに顔を向けるだけで、ストレスレベルがわかります。



Point 4 アクションプランの提示

あなたの状況にあわせ、ピッタリの健康活動(アクション)をご提案! 楽しく健康活動を継続できるようサポートします。



Point 1 6年後の検査値異常を予測

約19万人のビッグデータから、あなたの健康診断結果が6年後に異常値になる確率を予測!
自分でも気づかなかつたリスクが分かるかもしれません。

Point 2 5種のがん発症リスクを予測

健康診断結果の入力と簡単な問診で、自分と似た条件の人が「5年以内にがんを発症するリスク(%)」を予測します。
男性は肺がん、胃がん、大腸がんの3種、女性は乳がん、子宮頸がんを加えた5種が対象です。

Point 3 スマートフォンのカメラでストレスチェック

約60秒、スマートフォンのインカメラに顔を向けるだけで、ストレスレベルを算出!
どのようなときにストレスが強いかチェックしてみましょう。



Point 4 あなたにピッタリのアクションプランを提示

リスク予測の結果から、あなたにピッタリの健康活動をご提案。
楽しく健康活動を継続できるようサポートします。

ご利用にあたって

- ・本サービスは2024年4月現在のものです。
- ・本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- ・機能や画面デザインは変更されることがあります。
- ・健康診断データの管理機能は、ご自身の健康診断結果の振返り、および検査値異常予測機能の利用に必要な情報を取得するためのものです。健康診断結果の登録をもって、当社に保険契約上の告知をしたことにはなりません。
- ・検査値異常予測では、19万人以上の過去7年間の健康診断結果を統計学的手法を用いて導き出した数値を算出します。あくまで統計学上の確率を表したもので、あなたの現在の状況を診断するものではありません。
- ・検査値異常予測により算出される数値は、あくまで参考値です。健康状態に不安がある場合は、必ず医療機関にご相談ください。

- ・がんリスクシミュレーターサービスは、入力データにもとづきがんの発症リスクを予測するものであり、診断行為、診療行為および治療行為を提供するものではありません。
- ・ストレスチェックで算出されるストレススコアは、あくまで瞬間的な数値であり、慢性的な数値ではありません。また、撮影状況などによっても影響しますので、あくまで参考値としてご覧ください。
- ・ストレスチェックのスコアおよび判定は、複数の学術論文で示された理論や数式にもとづき心拍変動にかかるいくつかの要素を総合して数値化したうえで一定の計算をして算出しています。
- ・ストレスチェックはCPUやカメラの性能(動画撮影性能: Full HD, 30fps以上推奨)によっては動作しないことがあります。



リンククロス 健康トライでお悩み解決!

アプリ紹介動画やダウンロードはこちらから
または、アプリストアで「健康トライ」を検索♪



サービスのご利用には、マイリンククロス(Webサービス)の登録が必要です。



当社が提供・運営する登録制のWebサービスです。(登録無料)
お客様の「健康」「生活」「保険」に関する安心・便利をお届けします。

例えば…

ご契約内容の照会

保険料振替口座・
クレジットカードの変更

住所・電話番号の変更

健康応援サービスのご案内

など

ご登録方法はこれら

ペーパーレスお申込み手続き時に登録された方

タブレット端末等の利用によるペーパーレスお申込み手続きの際に、メールアドレスを登録したご契約はマイリンククロスに自動登録されます。ご契約成立後にお届けするメールの案内に従ってログインパスワードを設定してください。

1 メールアドレスのご登録

お申込み手続き時に、メールアドレスを登録します。

2 ログインパスワードの設定

ご契約成立から4営業日後、メールにてログインパスワード設定のご連絡を差し上げます。

メールに記載されている
URLよりアクセス

メールアドレスのご入力

ログインパスワード
設定メール

生年月日の
ご入力

ログインパスワード
の設定

マイリンククロスにログイン後、トップページに記載されている「LINEと連携」ボタンを押していただくと、以後LINEを利用したかんたんなログインが可能になります。

LINEと連携

公式ホームページから登録される方

既に当社でご契約いただいているお客さまや、お申込み手続き時にメールアドレスを登録されなかったお客さまは新規登録ページに直接アクセスし、ご登録手続きをお願いします。登録の際は保険証券等の証券番号が確認できるものをご準備ください。

1 新規登録ページへ アクセス

いずれかの方法でマイリンククロスの新規登録ページにアクセスしてください。

二次元
バーコード



WEB検索

ひまわり生命

検索

<https://www.himawari-life.co.jp/>

2 登録方法の選択

お好みの登録方法を選択して手続きを開始してください。

LINEで新規登録

もしくは

メールアドレスで新規登録

3 メールアドレスの ご入力

最初に規約の確認・メールアドレスの入力をお願いします。「同意し手続きする」のボタンを押すと仮登録のメールが届きます。

メールアドレスのご入力

仮登録メール受信

4 お客様情報の ご登録

仮登録メールに記載されたURLにアクセスし、案内に従ってお客様情報を入力して、登録を完了させてください。

パスワード

証券番号

漢字・カナ姓名

生年月日

- 法人のご契約者さまはご加入の保険商品によってご登録いただけません。個人にてご登録ください。
- 本パンフレットに記載の内容は、2024年4月現在のものです。

この保険の遺族年金の受給に関する税務について

●契約形態別税務

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時*	
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税※1	(2年目以降) 相続税の課税対象以外の部分 に対して所得税*(雑所得)※3	一括受取額に対して相続税※5
受取人が契約者自身の場合	—————	所得税*(雑所得)※4	所得税*(一時所得)※6
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税※2	(2年目以降) 贈与税の課税対象以外の部分 に対して所得税*(雑所得)※3	一括受取額に対して贈与税※5

*所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

※1 相続税法第3条、第24条

※2 相続税法第5条、第24条

※3 所得税法施行令第185条

※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1

※5 相続税法第3条、第24条、相続税法基本通達24-3

※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

☆毎回の年金受給時にお受取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。

このため、実際にお受取りになる金額が年金額より少なくなる場合があります。

●高度障害年金などにつきましては、受取人がつぎの場合には全額非課税となります。

受取人:主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

より詳しい内容などにつきましては、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(2022年8月現在の税制によります)

●今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず
ご確認
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

無解約返戻金型収入保障保険について

- この保険においてお支払いする年金はつぎのとおりです。

年金	お支払事由	お支払額
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金月額
高度障害年金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	

- 被保険者が保険期間中に死亡・所定の高度障害状態になられたとき第1回年金をお支払いし、以後保険期間満了日まで毎月年金をお支払いします。
- 年金のお支払いには、2年または5年の保証期間があります。
- 保険料のお払込みは平準払込方式と遅減払込方式があります。(遅減払込方式の場合「遅減払込方式の契約に関する特則」が付加されます。)
- 年金支払事由発生後、将来お支払いする年金の現価の全部または一部を一時金としてご請求できます。
- 遺族年金と高度障害年金は重複してお支払いできません。
- この保険には満期保険金および配当金はありません。
- この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- この保険には契約者貸付・保険料の自動振替貸付のお取扱いはありません。
- 所定の高度障害状態について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- ケガにより、所定の身体障害状態に該当したとき

現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。

MEMO

MEMO

